

職業安定分科会雇用保険部会(第149回)	資料1-2
令和3年4月16日	

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象として支給してきたところ。

今般この措置を段階的に縮減した上で、まん延防止等重点措置の対象とされた区域においては、特例を継続することとし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号）の一部の規定について改正を行う。

2. 改正の概要

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、原則として令和2年4月1日から、令和3年1月7日にされた緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末（令和3年4月30日）までの休業を対象に、一日当たり11,000円を上限として支給しているところである。

この措置について、対象となる休業の期限を令和3年6月30日まで延長するとともに、今般延長することとする期間（令和3年5月1日から同年6月30日までの期間）の休業については、一日当たりの支給上限額を9,900円とすることとする。

ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定によりまん延防止等重点措置の対象とされた区域の属する都道府県の知事が、同法第18条第1項に規定する基本的対処方針に沿って時短要請等の要請を行った場合には、当該要請を受けて事業主に休業させられた労働者については、当該要請のあった月の初日から当該要請の対象期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、今般の延長期間中の休業であっても支給上限額を11,000円とする特例を設けることとする。

（参考）中小事業主に雇用される労働者の場合

	令和2年4月1日～ 令和3年4月30日	令和3年5月1日～ 令和3年6月30日
原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
地域特例 【まん延防止等重点措置実施地域】		8割 11,000円

中小事業主以外の事業主に雇用されるシフト制労働者等についても、今般の対象期間の延長及び地域特例の対象とする。

その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公布日：令和3年4月中旬（予定）

施行期日：公布の日

5月・6月の雇用調整助成金等・休業支援金等(案)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例 (※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例 (※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※4)	—	8割 11,000円
大企業 (※3)	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※4)	—	8割 11,000円

(※1)～4月末：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域(注)において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)

5月・6月：まん延防止等重点措置実施地域(注)において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業及び中小企業)

(注) 宮城県仙台市、東京都23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、沖縄県那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市及び名護市

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※4)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

4月8日時点（月報または週報）※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
7月	39,825	39,825	5,239	5,239	561,155	561,458
8月	145,990	185,815	73,287	78,526	6,097,941	6,659,097
9月	270,606	456,421	125,564	204,090	9,551,997	16,211,094
10月	165,737	622,158	241,940	446,030	18,281,243	34,492,337
11月	94,700	716,858	147,021	593,051	11,932,240	46,424,577
12月	203,873	920,731	118,982	712,033	9,862,403	56,286,980
1/1~1/7	17,803	938,534	24,469	736,502	1,936,594	58,223,573
1/8~1/14	20,583	959,117	29,844	766,346	2,238,236	60,461,810
1/15~1/21	36,365	995,482	40,958	807,304	3,165,023	63,626,832
1/22~1/28	48,585	1,044,067	42,080	849,384	3,580,975	67,207,808
1/29~2/4	54,024	1,098,091	36,475	885,859	2,945,685	70,153,492
2/5~2/11	28,912	1,127,003	30,574	916,433	2,334,888	72,488,380
2/12~2/18	35,982	1,162,985	35,602	952,035	2,807,151	75,295,531
2/19~2/25	34,151	1,197,136	29,957	981,992	2,298,247	77,593,778
2/26~3/4	38,047	1,235,183	34,585	1,016,577	2,678,408	80,272,186
3/5~3/11	57,150	1,292,333	31,495	1,048,072	2,412,943	82,685,129
3/12~3/18	62,298	1,354,631	32,751	1,080,823	2,591,616	85,276,746
3/19~3/25	79,629	1,434,260	34,045	1,114,868	2,638,187	87,914,933
3/26~4/1	111,161	1,545,421	30,950	1,145,818	2,382,958	90,297,891
4/2~4/8	49,192	1,594,613	37,941	1,183,309	2,692,594	92,990,485